

○地方行政委員会
内閣提出法律案（七件）

（注）※は予算関係法律案
（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院				衆議院				備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	
7	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二、 一一、 一二	二、 一一、 一二 （予）	二、 一一、 一八	二、 一一、 一八	二、 一一、 一二	二、 一一、 一八	二、 一一、 一八			
25 ※	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 二、 一二	三、 二、 一二 （予）	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 一二	三、 二、 一二	三、 二、 一二			
26 ※	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案	衆	二、 一二	三、 二、 二〇	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 二六	三、 二、 二二		三、 三、 五 衆本会議趣旨説明	
31 ※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二、 一五	四、 一九	四、 二五	四、 二六	三、 七	四、 一八	四、 一八		三、 七 衆本会議趣旨説明 四、 一九 参本会議趣旨説明	
77	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	参	三、 一五	三、 一五 （予）	四、 九	四、 九	三、 一五 （予）	四、 一九	四、 二二			
90	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案	衆	四、 一二	四、 一九 （予）	四、 二六	五、 八	四、 一八	四、 一九	四、 二二			

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

平成二年度補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、地方公務員の給与改定に要する経費、消費譲与税の減額に対する補てん等の財源措置を講ずるほか、同特別会計の一時借入金及び借入金の利子の支払に充てるため必要な額を三百五十三億円増額するとともに、同特別会計における借入金を五百十九億円減額することとする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十四兆三千二百七十九億八千八百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、一兆五千二百二十一億三千五百万円となる。）。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

給与改定、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成二年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、五千六百八十五億円を平成二年度分の地方交付税として地方公共団体に交付するとともに、三百五十三億円を同特別会計における借入金等の利子の支払に充て、五百十九億円を同特別会計における借入金の減額に充てることとし、このため、平成二年度分の地方交付税の総額について特例を設けるほか、給与改定、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方財政の現況、公共投資、福祉対策など地方財政需要に対する財源確保、高齢化社会に対する対応等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成十三年三月三十一日（現行平成三年三月三十一日）まで延長するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、機関委任事務制度の見直し、監査委員の職務権限の拡大、議会運営委員会の設置等の措置を講ずるとともに、公の施設の管理委託制度の充実を図り、あわせて地縁による団体に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、職務執行命令訴訟制度について国が提起する一回裁判に改めるとともに、地方公共団体の休日に関する事項及び地方公営企業職員の在籍専従期間に関する事項を追加する等の修正が行われております。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を十年間延長し、平成十三年三月三十一日までとするものであります。

次に、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案は、過疎地域において公共下水道の幹線管渠等の設置を、都道府県が市町村に代わって行うことができることとし、その経費の負担について国の補助の割合の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括議題として審議を進め、職務執行命令訴訟制度のあり方、地縁による団体の規定の趣旨と運営、第三セクターへの管理委託の公正の確保、公害防止事業の財政特別措置の効果、過疎市町村における下水道の代行整備のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、地方自治法改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より反

対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、公害防止に関する国の財政特別措置法改正案及び過疎地域活性化特別措置法改正案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の税率の適用区分の見直し及び基礎控除額等の引上げ、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに特別地方消費税の免税点の引上げ等を行うとともに、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税の適正化、特別土地保有税の全般的見直し及び遊休土地に対する課税の強化等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置のあり方、住民税減税と固定資産税増収との関連、特別土地保有税の見直し内容等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

中堅所得者層の税負担の軽減を図ることを主眼に、平成三年度において所得割の税率の適用区分を改めるとともに、基礎控除等の額を一万円引き上げる。

二、特別地方消費税

1 免税点を飲食等に係るものにあつては七千五百円（現行五千円）、宿泊等に係るものにあつては一万五千円（現行一万円）に引き上げる。

2 特別地方消費税の収入額の五分の一に相当する額の範囲内の額を道府県から市町村に対し交付する制度を創設する。（1、2の施行日は平成三年七月一日）

三、固定資産税及び都市計画税

1 平成三年度から平成五年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額について、平成三年度評価額の平成二年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする措置を講じる。

2 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地について、長期営農継続農地制度を平成三年度限りで廃止し、改正後の生産緑地法に基づく生産緑地地区内の農地を除き、平成四年度以降宅地並み課税の対象とする。

四、特別土地保有税

1 三大都市圏の特定市において、昭和六十一年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について、十年間に限り、免税点（基準面積）を引き下げるとともに、土地自体の利用を主たる目的とする一定の特定施設（駐車場等）の用に供する土地を納税義務の免除の対象としないこととする。

2 都市計画法に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が一月一日に所有する一団の土地の面積が千平方メートル以上であるもの

に対しては、特別土地保有税のほか、時価等を課税標準として遊休土地に係る特別土地保有税を課することとする。

委員長報告

六四ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 地方交付税法の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

1 平成三年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二億四千万円、昭和六十九年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額四百九十七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十八億九千五百万円を控除した額とする（以上の

措置により、地方交付税の総額は、十四兆八千四百三億六千二百万円となる。）。

2 1において控除した額のうち四千五百二億四千万円に相当する額については、平成四年度から平成十三年度までの各年度において当該年度分の地方交付税の総額に加算する。

3 2による加算額のほか、五千八百十一億円を平成六年度から平成十一年度までの地方交付税の総額に加算する。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

平成三年度分の普通交付税の算定については、自主的な地域づくりの推進・地域経済の活性化等地域振興に要する経費、高齢者の保健福祉の増進・生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに地域社会における国際化・情報化への対応に要する経費の財源を措置するほか、土地対策の推進に資するため土地開発基金費

を、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため地域福祉基金費を、地方財政の健全化を図るため財源対策債償還基金費を設けることとする。

第二 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成七年度（現行平成二年度）までに発行を許可された地方債とし、平成三年度以降に発行を許可される地方債の利子補給及び平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成八年度以降の各年度の利子補給については、利子補給の基準となる利率を縮減するものとする。

二 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成七年度（現行平成二年度）までにおいて行われる事業とする。

第三 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
一 関係都府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成七年度（現行平成二年度）までに発行を許可された地方債とし、平成三年度以降に発行を許可

される地方債については、利子補給の基準となる利率を縮減するものとする。

二 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成七年度（現行平成二年度）までにおいて行われる事業とする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成三年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額から、特例措置額四千五百二億四千万円、昭和六十年分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額四百九十七億六千万円、交付税特別会計借入金利子支払額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十八億九千五百万円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額四千五百二億四千万円に相当する額及び五千八百一十億円を加算すること、次に、普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、公共施設の整備及び維持管理、教育施策等に要する経費の財源を措置するほか、土地開発基金

費、地域福祉基金費、財源対策償還基金費を設けること、さらに、新産業都市等の建設並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備に関する国の財政上の特別措置に関する法律について、法律の適用期間を五年間延長すること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方交付税の性格、地方交付税の減額問題、公共投資基本計画と地方負担、地方財政の現状認識、過疎団体の財政の現状と財源対策等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より反対、日本社会党・護憲共同を代表して岩本委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、けん銃部品の所持及び輸入の禁止

けん銃を部品に分解して所持し、又は密輸入する事案が発生していることにかんがみ、けん銃の銃身等のけん銃部品の所持及び輸入を、一定の場合を除き、禁止することとする。

二、銃砲及び刀剣類の所持に関する規制の合理化

芸能の公演、博物館での展示等で銃砲（けん銃等を除く。）又は刀剣類を所持しようとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けてこれらを所持することができることとする。

三、練習射撃場の指定等

都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうちから練習射撃場を指定することができることとし、猟銃の所持の許可を受けた者等が練習射撃場に備え付けられた猟銃を使用して射撃練習を行うことができることとする。

四、美術品として価値のある刀剣類の製作の承認

文化庁長官が行っている美術品として価値のある刀剣類の製作の承認に関する事務を、一定の場合を除き、都道府県の教育委員会に行わせることとする。

五、罰則の強化等

けん銃等の密輸入の予備行為をした者及びけん銃等の密輸入に対する資金等を提供した者を処罰することとするとともに、けん銃等の密輸入の未遂罪及び予備罪の国外犯を処罰することとする。

なお、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情にかんがみ、新たに、けん銃の銃身等の部品の所持及び輸入を規制し、けん銃等の密輸入の予備等を処罰することとするとともに、猟銃の射撃に関する技能の向上等に資するため練習射撃場の指定の制度を設けること、社会情勢の変化等に応じた銃砲・刀剣類の所持に関する規制の合理化を行うこと、美術品として価値のある刀剣類の製作の承認に関する規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、けん銃の密輸入防止等に対する法改正の効果、暴力団銃器発砲事件の防止、けん銃の密輸

入予備罪の運用等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、けん銃等銃器の密輸入ルートの解明・撲滅に全力を挙げることを内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案（閣法第九〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、指定暴力団等の指定

都道府県公安委員会は、暴力団が一定の要件に該当する場合に、その暴力団を指定暴力団又は指定暴力団の連合体として指定するものとする。

二、指定暴力団員の暴力的要求行為の規制等

指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して金品等の供与を要求する等の暴力的要求行為を行う

ことを禁止し、その違反に対しては、都道府県公安委員会が当該違反行為の中止を命じ又は再発防止のために必要な事項を命じることができることとする。

三、対立抗争時の指定暴力団等の事務所の使用制限その他の規制

指定暴力団等の間に対立抗争が発生した場合において、その事務所が多数の指定暴力団員の集合の用等に供されることにより付近の住民の生活の平穏が害されると認めるときは、都道府県公安委員会は当該事務所を管理する指定暴力団に対し、期間を定めて、当該事務所をこれらの用に供すること等を禁止することを命ずる等の措置を講ずることができることとする。

四、暴力追放運動推進センターの指定

暴力団員による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団の影響の排除活動、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報その他の活動等の事業を行うものとして、都道府県公安委員会は、都道府県ごとに一を限って暴力追放運動推進センターを指定することとする。

なお、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、暴力団員の不当な行為によって市民生活の安全と平穏が脅かされている実情にかんがみ、国民の自由と権利の侵害を防止するため、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団を指定する制度を設け、指定暴力団員の行う暴力的要求行為を禁止し、その違反に対し、都道府県公安委員会が必要な事項を命ずることができるとともに、暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するため事務所の使用制限その他の規制措置を講ずるほか、暴力団員による不当な行為の防止等に資するため暴力追放運動推進センターの指定の制度を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、法案作成の経緯、指定暴力団の指定の要件、暴力的要求行為の禁止規定、暴力追放運動推進センターの活動内容等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、暴力団の壊滅のための総合的かつ有効な対策の確立に努めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会閣法第七〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、機関委任事務について、地方公共団体の議会の検閲・検査権及び監査請求権並びに監査委員の監査権を認めることとする。

二、機関委任事務に係る職務執行命令訴訟制度を見直し、現行制度の二回裁判を一回裁判とするとともに、地方公共団体の長に対する勧告、命令は著しく公益を害することが明らかである場合に限り、あわせて地方公共団体の長の罷免制度は廃止する。（衆議院において修正）

三、議会の委員会に、参考人制度を設け、条例で議会運営委員会を設置できることとする。

四、監査委員制度について、職務権限の拡大等の整備を行う。

五、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものについては、当該地方公共団体と請負の関係にある場合であっても地方公共団体の長等が取締役等を兼ねることができることとし、また、地方公共団体が公の施設の管理を委託することができることとする。

六、地縁による団体（いわゆる自治会・町内会等）で一定の要件に該当するものは、市町村長の認可を受けたとき、規約の目的の範囲内で、権利を有し義務を負うものとする。

なお、認可の目的が地域的な共同活動のための不動産等を保有するためであること、認可を受けた地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものであること等を明らかにする。（後段は衆議院修正）

七、地方公共団体において特別な歴史的・社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、国民の理解を得られるようなものを限定的に当該団体の休日として定めることができることとする。（衆議院修正による追加）

八、地方公営企業職員の在籍専従期間を、当分の間、国営

企業の場合と同様七年以下の範囲内で労働協約で定める期間とする。（衆議院修正による追加）

九、この法律は、公布の日から施行する。ただし、職務執行命令訴訟制度については、公布の日から起算して一年以内に施行する。

なお、複合的一部事務組合の設置に係る知事の勧告制度の創設に関する改正規定は、衆議院修正により削除された。

委員長報告

六四ページ参照

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして建設大臣が指定するものの幹線管渠等の設置については、都道府県計画に基づき都道府県が行うことができる

ものとする。

二、一により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の整備事業に係る国の補助の割合は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定の例によるものとする。

三、この法律は、平成三年四月一日から施行する。

委員長報告

六四ページ参照